合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅱ

E＝7.407×（j／i）－5.407

j／iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

i　「令和７年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査（自治体フロントヤード改革取組状況調査に係る項目）及び地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査について（照会）」（令和７年９月９日付け総行行第54号。以下この項において「オンライン利用状況調査」という。）に基づいて総務省に報告された当該都道府県に存在する行政手続数のうち「自動車税環境性能割の申告納付」、「水道使用開始届等」、「応急仮設住宅の入居申請」、「応急修理の実施申請」、「障害物除去の実施申請」及び「被災者生活再建支援金の支給申請」に該当する手続数を除いた数

j　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該都道府県におけるオンライン化済の手続数のうち「自動車税環境性能割の申告納付」、「水道使用開始届等」、「応急仮設住宅の入居申請」、「応急修理の実施申請」、「障害物除去の実施申請」及び「被災者生活再建支援金の支給申請」に該当する手続数を除いた数

F　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅲ

F＝－23.141×｛（1－k）／k｝＋0.612

｛（1－k）／k｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

k　令和元年度の公共施設状況調査による都道府県公共施設状況調査表（以下この項において「都道府県公共施設状況調査」という。）第10表の表側「十七　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「警察施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「高等学

j　令和３年から令和５年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

G＝104.99×｛（1－k）／k｝×（1／10）＋0.07

｛（1－k）／k｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

k　工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第１号）によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

H＝151.52×｛（n－m）／m｝×（1／9）－1.76

｛（n－m）／m｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

m　経済センサス活動調査規則により平成24年２月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n　経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ